

<p>1. 住宅関係</p> <p>① 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の 2 年間延長</p> <p>② 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の 2 年間延長</p> <p>③ 認定長期優良住宅の普及促進を目的とした特例措置の 2 年間延長</p> <p>④ 居住用財産の買換え等に係る特例措置（譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越し控除）の 2 年間延長</p>	<p>戸建て住宅 3 年間は、マンション 5 年間、税額の 1/2 の減額 (2/4~4/3)</p> <p>・保存登記：本則 0.4%→0.15% ・移転登記：本則 2.0%→0.3% ・抵当権設定登記：本則 0.4%→0.1% (2/4~4/3)</p> <p>1) 登録免許税 ・所有権保存登記 （一般住宅 0.15%→0.1%） ・所有権移転登記 （一般住宅 0.3%→戸建て住宅 0.2%、 マンション 0.1%）</p> <p>2) 不動産取得税 課税標準からの控除額の特例 （一般住宅 1200 万円→1300 万円）</p> <p>3) 固定資産税 新築住宅特例（税額 1/2 減額）の適用期間の延長 （戸建て住宅 3 年→5 年、マンション 5 年→7 年） (2/4~4/3)</p> <p>(2/1~3/12)</p>
--	--

<p>⑤ 個人が宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置の2年間延長</p> <p>⑥ 住宅ストックの性能向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の減額措置の2年間を延長。</p>	<p>所有権移転登記（一般住宅 0.3%→0.1%） (2/4～4/3)</p> <p>1)耐震改修：工事の翌年度 1/2 減額 （特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は工事の翌年度から2年間 1/2 減額） 2) バリアフリー改修：工事の翌年度 1/3 減額 3)省エネ改修：工事の翌年度 1/3 減額 4) 長期優良住宅課改修：耐震改修または省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度 2/3 減額 (2/4～4/3)</p>
<p>2.</p>	
<p>(2) 都市関係</p> <p>①居住地が歩きたくなるまちなか創出のための民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税・都市計画税の特例措置の創設</p> <p>②都市の内部で低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」への対策のための特例措置の延長</p>	<p>道路、広場等の公共施設等の用に供されている土地の課税標準額を5年間 1/2 に軽減、公共施設との一体性を高め、街の魅力向上に資する建物低層部・敷地の改修等に係る改修後の家屋（原則として1階部分）及び償却資産の課税標準額を5年間 1/2 に軽減 (2/4～5/3)</p> <p>1) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づく土地等の取得等に係る流通税の特例措置の2年間延長 ・登録免許税：地上権設定等の登記（本則 1%→0.5%）,所有権移転登記（本則 2%→1%） ・不動産取得税：課税標準 1/5 控</p>

	<p>除</p> <p>(2/4～4/3)</p> <p>2) 立地誘導促進施設協定に基づき整備し、都市再生推進法人が管理する公共施設等（道路、広場等）に係る固定資産税・都市計画税の特例措置（課税標準を 2/3 に軽減）の 2 年間延長（5 年以上の協定の場合は 3 年間、10 年以上の協定の場合は 5 年間）</p> <p>(2/4～4/3)</p>
<p>(3)土地・不動産市場関係</p> <p>①長期保有（10 年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（土地・建物、貨物鉄道車両等）を取得した場合に、譲渡資産の譲渡益の課税の繰延べ（原則 80%,一部 75%・70%）を認める特例措置の 3 年間延長等（所得税・法人税 9</p> <p>②低未利用地の適切な利用・管理を促進するため、一定の土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置を創設（所得税・個人住民税）</p> <p>③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の 3 年間延長</p> <p>④工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の 2 年間延長</p>	<p>(2/4～5/3)</p> <p>（個人が、譲渡価額が低額のもの等一定の土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の特例措置を創設するが、具体の要件、適用期間は未定）</p> <p>長期譲渡所得 2000 万円以下の部分 所得税：本則 15%→10% 個人住民税：本則 5%→4%</p> <p>(2/1～4/12)</p> <p>金額 1000 万円超 5000 万円以下（例） 本則 2 万円→1 万円 金額 5000 万円超 1 億円以下（例） 本則 6 万円→3 万円 （減額割合は 20%～50%）</p> <p>(2/4～4/3)</p>

<p>(4)災害に強い強靱な国土・地域づくり</p> <p>① 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（工事完了の翌年度から2年間、1/2減額）の3年間延長</p> <p>② 老朽化マンションの再生を促進するため、マンションの敷地売却及び敷地分割に係る特例措置の拡充・創設（法人税等）</p>	<p>(2/4～5/3)</p> <p>(具体的な要件及び適用期間は未定である)</p>
---	--

(注) 網掛けの数値が適用期間を示す。例えば「2/4～4/3」は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの適用期間であることを示す。

(荒井 俊行)